



メルボルン日本人学校

内部通報者に関する方針

本方針に関するご質問は当校事務室(03 9528 1978)までお問い合わせください。

目的

本方針の目的は以下の通りとする。

- 不正行為の抑止、および不正行為が行われた際の内部通報を奨励する
- 内部通報に適切かつ適時に対処する
- 内部通報の受理、対処および調査における枠組みを提供する

適用範囲

本方針の適用範囲は以下の通りとする。

- 全教職員
- 内部通報を希望する者
- 内部通報を受ける権限を有する者

以下の事項は、本方針の適用外とする。

- 教職員の不正行為に対する苦情・申し立て
- 児童生徒や保護者からの苦情・申し立て
- 業務上の個人的な苦情(下記注参照)
- 報告義務が発生する対象行為に関する内部通報
- 違法な差別、嫌がらせ行為、いじめ

法的要件

本方針は、以下を含む関連法令の要件に準拠する。

- Associations Incorporation Reform Act 2021 (Vic)
2021年 社団法人設立改革法(ビクトリア州法)
- Corporations Act 2001 (Cth)
2001年 会社法(連邦法)

Definitions

定義

APRA (Australian Prudential Regulation Authority): オーストラリア健全性規制庁

ASIC (Australian Securities and Investments Commission): オーストラリア証券投資委員会

ATO (Australian Taxation Office): オーストラリア税務局

内部通報者: 不正行為を内部通報する者または適格な内部通報者

内部通報すべき事項: 適格な内部通報者が、以下の事項について、合理的な根拠の上に嫌疑を抱いた情報

- 不正行為
- 不適切な事態・状況
- 違法行為
- 公益または財政に危険をもたらす行為。

適格な内部通報受理者:内部通報を受ける権限を有する者で、当校または関連会社に関して以下のいずれかの役割を担う者

- 理事
- 校長または事務長
- 当校または関連会社の監査役

適格な内部通報者:当校に関して以下のいずれかに該当する者、または該当したことのある者

- 理事
- 被雇用者
- 商品やサービスを提供する者(有給または無給を問わない)
- 商品やサービスを提供する者の被雇用者(有給または無給を問わない)
- 当校の関係者
- 上記いずれかの配偶者、親族、扶養家族

内部通報者として適格でない者:当校に関して以下のいずれかに該当する者、または該当したことのある者

- 当校の関係者ではない者
- 当校の児童生徒、元児童生徒、保護者・監護者(過去、現在、および今後の可能性を問わない)

緊急内部通報:適格な内部通報者が報道関係者または国会議員に行う内部通報で、以下の条件を満たすもの。

- 過去に ASIC、APRA または所定の連邦当局への内部通報歴がある情報であること。
- 適格な内部通報者が、1人または複数人の健康または安全、あるいは自然環境に対する重大かつ差し迫った危険を及ぼしかねないと信じるに足る合理的な根拠を有するような情報。
- 内部通報を行う前に、適格な内部通報者は、前回の内部通報を特定するのに十分な情報を含み、緊急内部通報を行う旨を記載した書面による通知を前回の内部通報の第一受理者に行うこと。
- 内部通報は、重大かつ差し迫った危険を内部通報受理者に知らせるために必要とされる範囲を超えないこと。

個人情報とは、1988年プライバシー法(連邦法)(Privacy Act 1988 (Cth))における定義と同じ意味を持つ。

保護には、以下の事項が当てはまる。

- 適格な内部通報者がその身元を開示することに同意しない限り、その内部通報者の身元(および身元を特定できる情報)は極秘に扱われる。
- 適格な内部通報者は、内部通報に関連する刑事、民事、および行政上の責任(懲戒処分を含む)から保護される。
- 適格な内部通報者は、内部通報を理由とするいかなる不利益からも保護される。
- 適格な内部通報者は、補償およびその他の救済を求めることができる。
- 適格な内部通報者は支援を受けることができる(付録 C 参照)。

公益内部通報:適格な内部通報者が報道関係者または国会議員に行う内部通報で、以下の条件を満たすもの。

- 過去に ASIC、APRA または所定の連邦当局への内部通報歴がある情報であること。
- 最初の内部通報から少なくとも 90 日が経過していること。
- 適格な内部通報者が、内部通報された情報に対処するための措置が講じられていると信じるに足る合理的な根拠が存在しない場合。

- 適格な内部通報者が、情報のさらなる内部通報が公共の利益にかなうと信じる合理的な根拠を有する場合。
- 内部通報を行う前に、適格な内部通報者は、前回の内部通報を特定するのに十分な情報を含み、内部通報を行う旨を記載した書面による通知を前回の内部通報の第一受理者に行うこと。
- 内部通報される情報の範囲は、内部通報すべき事項を受理者に通知するために必要とされる範囲を超えないこと。

VRQA:ビクトリア州登録資格局

内部通報する方法について

内部通報の手順は付録 A に記載の通りとする。

内部通報の調査方法について

内部通報の対処および調査の手順は、付録 B に記載の通りとする。

適格な内部通報者の保護

本方針に基づく保護の対象となるためには、内部通報は以下の要件を満たさなければならない。

- 適格な内部通報者によって行われること。
- 適格な内部通報受理者に対して行われること。
- 内部通報すべき事項に関わるものであること。

公益内部通報または緊急内部通報を行う適格な内部通報者も保護の対象とする。

ASIC、APRA、または所定の連邦当局に内部通報を行う内部通報者も、保護の対象とする。

役割および責任

理事会は以下の責任を担う。

- 本方針を決定し、2 年ごとに見直す。
- 承認が下りた場合、内部通報に対処する。
- 守秘義務を守りながら、内部通報の件数、性質、結果を監視する。

校長は以下の責任を担う。

- 懸念や苦情に適切に対処し、これに対し敬意を持って公正に扱う校風が保たれるよう監督する。
- 本方針が全教職員および当校関係者に周知されていることを確認する。
- 本方針に基づく内部通報を管理・調査する手順を確立する。
- 理事会への報告を目的とし、本方針に基づき行われた内部通報の機密登録簿を保持する。
- 教職員に対するトレーニングを実施し、その記録を保持する。

適格な内部通報受理者は以下の責任を担う。

- 当校の内部通報方針と手順を理解する。
- 研修を受ける。
- 本方針に基づき、内部通報を受理し対処する。

教職員は以下の責任を担う。

- 当校の内部通報に関する方針と手順を理解する。
- 研修を受ける。

コミュニケーション

本方針は、当校(JSM)のウェブサイト上で公表する。

本方針を理事および全教職員に周知する。

他の方針との併用

本方針は、以下を含む当校の他の方針および手続きと共に運用されること。

- [子どもの安全および福祉に関する方針](#)
- [子どもの安全に関する行動規範](#)
- [子どもの安全への対応義務および報告義務](#)
- [注意義務に関する方針](#)

評価

本方針は、新たな法律が施行されるたび、また少なくとも2年に1度は必ず理事会による見直しを実施する。

APPENDIX A

付録 A

内部通報の手順

1. 非公式の苦情を申し立てる

- 適格な内部通報者は、まず非公式な苦情を申し立てること。
- これは口頭あるいは書面にて以下のいずれかに宛てて行う。
 - 校長宛 E メール (school@jsm.vic.edu.au) または電話 (03 9528 1978)
 - 理事長宛 E メール (membership@jcjsm.org.au) または電話 (03 8658 5862)

2. 助言を求める

- 適格な内部通報者は、以下の者に助言を求めることができる
 - 校長、教頭、事務長、または
 - 弁護士

3. 書面による内部通報を行う

- 適格な内部通報者は、適格な内部通報受理者に正式な内部通報を行うことができる。
- 当校は、E メール (school@jsm.vic.edu.au) にて校長宛てに書面で内部通報することを奨励している。
- 校長に内部通報することが適切でない場合、適格な内部通報者は、E メール (membership@jcjsm.org.au) にて理事長宛てに書面で内部通報することができる。

付録 B

内部通報の対処および調査手順

1. 内部通報の受理を確認する

- 当校は合理的な期間内に内部通報の受理を確認する。

2. 内部通報された情報を評価する

- 当校は、内部通報された情報を評価し、以下の事項を判断する。
 - 本方針に基づく保護の対象となるか否か。
 - 当校の他の関連方針に従って管理されるべき事項であるか否か。
- その後、当校は調査が必要か否か、調査が必要な場合はどのように調査を行うべきかを評価する。
- 調査が必要な場合は、当校が以下の事項を決定する。
 - 調査の性質と範囲
 - 調査を指揮すべき人物（外部調査が適切か否かも含む）
 - 調査をサポートするために必要とされる可能性のある、技術的、財務的、または法的な助言の内容。
 - 調査が予想される期間。

3. 調査を実施する（適切な場合）

- 当校は可及的速やかに調査を完了するよう努める。
- 当校は、申し立ての内容に応じて、内部または外部の調査員を任命する。
- 調査員は、以下の業務の一部またはすべてを引き受けすることができる。
 - 適格な内部通報者から、書面または面談により、さらなる情報および証拠を入手する。
 - 適宜、他の情報源から情報や証拠を入手する（例：面談の実施、文書の見直し）。
 - 外部の専門家に助言を求める。
 - 必要に応じて、当該問題を規制当局やその他の当局に照会する。
 - 調査結果をまとめた報告書を作成する。
 - 取るべき行動を提言する。

4. 調査結果を報告する

- 調査員は調査結果について報告書を作成し、校長および理事会に提出する。校長および理事会が内部通報の対象である場合は、この限りではない。調査結果を文書化し報告する方法は、内部通報された情報の性質によって異なる。内部通報者に結果の詳細を提供することが適切でない場合もある。
- 調査員は、調査結果を、適格な内部通報者、当校関係者、および／または（適切であれば）当局に報告すべきか否か、またどのように報告すべきかについて、理事会に提言を行う。
- 調査員はまた、守秘義務の必要性に留意しつつ、報告書の保管に関して理事会に提言を行う。
- 規制当局やその他の当局に内部通報が行われた場合、通常、その調査手順が当校のそれよりも優先される。

5. 適格な内部通報者に対し、調査に関する情報を適宜提供する

- 可能であれば、当校は、実施された、または実施予定の措置（または、措置が実施されない場合は、その理由）について、適格な内部通報者に対して適宜情報を提供する。
- 可能であれば、以下の時点において内部通報者に最新情報を提供する。
 - 調査の開始時
 - 調査の実施中
 - 調査の終了時

6. 内部通報の対象となった被雇用者の公正な処遇を確保する

- 当校は、内部通報の対象となった保護の対象となる被雇用者の公正な処遇を確保するために、合理的な措置を講じる。これには以下が含まれる。
 - 内部通報を内密に取り扱う。
 - 各内部通報は評価を行った結果に基づき、調査の対象となるか否かを決定する。
 - 調査の目的は、報告された事象を立証または反証するのに十分な証拠があるか否かを判断することである。
 - 調査を実施する必要がある場合、その手順は客観的かつ公正で独立したものである。
 - 内部通報の対象となった被雇用者には、通常、適格な内部通報とされる申し立ての内容に対して回答する機会が与えられる。
 - 内部通報の対象となった被雇用者は、所属する組織の支援サービスに連絡することができる。
- 内部通報の対象となった被雇用者がサポートを必要とする場合、当校の被雇用者支援を利用できる。

7. 調査結果の見直し

- 調査結果に満足できない場合、適格な内部通報者は当校に対し、内部通報に関する調査の見直しを要請することができる。
- 本要請は、校長または理事長に書面で行わなければならない。
- 当校は調査を再開する義務を負わず、調査が本方針に従って適切に行われたこと、または新たな情報が得られない、あるいは新たな情報が得られたとしても調査結果に一切の影響を及ぼさないと判断された場合、調査を終了することができる。

付録 C

適格な内部通報者およびその手続きにおける関係者への支援

当校は、適格な内部通報者およびその他の関係者を以下の方法で支援する。

当校は、適格な内部通報者、および内部通報の影響を受ける関係者に対する窓口として、校長または副校長を任命する。

付録 D

適格な内部通報者の機密保持

当校は、以下の方法により、適格な内部通報者の身元を保護する。

- 内部通報に関するすべての紙文書および電子文書、その他の資料を安全に保管する。
- 内部通報に関連するすべての情報へのアクセスを、内部通報の管理および調査に直接関与する者に限定する。
- 内部通報の対処および調査に直接関与する人数を制限する。
- 内部通報の調査に関連する通信や文書が、他の職員がアクセス可能な E メールアドレスやプリンターに送信されないようにする。
- 適格な内部通報者の身元を無許可で開示した場合は刑事犯罪となる可能性があることを含め、内部通報の管理および調査に関与するすべての関係者に対し、守秘義務要件について注意喚起する。

付録 E

適格な内部通報者を不利益から保護する

当校は、以下の方法により内部通報者を不利益から保護する。

- 適格な内部通報者に対する以下のような不利益のリスクを評価する。
 - 身元が知られる危険性
 - 内部通報者に不利益を生じさせる恐れのある人物の存在
 - 職場に既存の対立や問題があるか否か
 - 不利益をもたらす恐れが既にあったか否か
- 調査の進行に伴い、内部通報によって生じ得る不利益のリスクの増加または変化を監視し、再評価する。
- 当校の管理職員が、内部通報者の対応をする際、または内部通報者の対応に関連するその他の措置を講じる際に、守秘義務を守り、公正さを確保する責任を認識するよう徹底する。
- 既に不利益が発生している場合、適格な内部通報者を保護するために以下のような介入を実施する。例)
 - 不利益を生じさせている行為を調査する
 - 懲戒処分を行う

承認

作成日	2024年11月
審議	教職員、学校運営理事会
承認者	学校運営理事会
承認日	2024年11月
再評価予定日	2026年11月

本方針は英語で作成され、日本語版はあくまで参考として翻訳されています。英文版が正本である為、これら両言語版の間に矛盾抵触がある場合は英文版が優先されます。